

●いんふおめーしょん

子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN



- ◇ 子どもの権利条約批准 20 周年・批准 15 周年をむかえて
子どもの取り組みでなにが変わったのか
子どもの権利条約総合研究所 喜多 明人 2

- ◇ 第8回子どもの権利条例東京市民フォーラムの集い
次世代育成支援・後期計画と子ども条例 ～連載②／全3回～
子どもの権利条例東京市民フォーラム事務局 加藤千鶴子 10

- ◇ 子どもの権利条約
採択 20 周年記念事業ネットワーク 2009 への参加・協力をお願い
CRC ネット 2009 発起人代表 喜多 明人 15

- ★ DOCUMENT (No.96) 子どもの人権と教育関係の報道と記録から 17

◆ 活動の基調 ◆

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

子どもの権利条約批准 20 周年・批准 15 周年をむかえて 子どもの取り組みでなにが変わったのか

子どもの権利条約総合研究所 喜多明人

I 子どもに対する向き合い方・姿勢の変化—子ども支援への発想転換

<子どもとどう向き合うか>

「わたしは、子どもの権利条約に助けてもらいました。だから、いま子育てに悩んでいる若いお父さん、お母さん方にもどうしても子どもの権利条約を伝えていきたいのです。」

この言葉は、私が代表をつとめてきた情報センター「子どもの権利条約ネットワーク」の事務局を長年支えてきたお母さんからもらった。私たちは、1989 年に国連で採択された子どもの権利条約を日本社会に普及しようと、情報センター「子どもの権利条約ネットワーク」を、1991 年に立ち上げた。

もうそれから 18 年。私はある時ふっと疑問に思っ、どうして子育て真っ最中のお母さんが事務局を担ってくれるのか、率直に理由を聞いてみた。お母さんは、さきほどのように返答したあと続けて話してくれた。

「私がまだ小さな子どもをかかえて、子育ての負担に耐えられない思いでいたときに、子どもの権利条約に出会ったのです。小学校の P T A の講演でした。話の内容がすべて理解できたわけではないけれど、親が子育てのすべてを背負い込む必要はないんだ。子どもに任せていいんだ。すべてを親が背負い込むとかえって子ども自身の「自分育ち」の芽を摘み取ってしまう

ことにもなりかねない。子どもと一緒に育てばいいんだ、と理解できたのです。そう感じたとき、いままで肩に背負ってきた負担感がスーと軽くなり、その後子育てがとても楽しいものになっていったのです。」

<子どもは、親や教師の作品ではない>

子どもの権利条約が国連で採択されてから 20 年たった。そのなかで、日本の子どもにとってなにか良い変化や効果があったのだろうか。

こう問いかけてみると、少なくとも私たちおとな社会が無意識にとってきた子どもに対する態度、姿勢について、根本から見直しが始まったことに注目しておきたい。

いままで、日本では、子どものことはすべておとなが何とかしてあげなくては、守ってやらなければ、という発想が強かった。そのことが子ども自身の自立や「自分育ち」を往々にして妨げてきたのではないか。

加えて、最近は、少年事件などが相次ぐなかで、親、教職員の教育責任が過剰に追及されることが多く、他方で育児雑誌などから大量のマニュアル情報が押し寄せ、子どもをもつ親たちに多大なプレッシャーがかかる時代になった。

「自分が何とかしなければ」という気持ちはいっそう強くなり、教職員や親たちが追いつめられている。そんなときに、子どもの権利条約は、「子どものことは子どもにまかせたらどうか」と問いかけているのである。

子どもは、親や教師の作品ではない。子どもは自分の育ちや生活、人生を自分でデザインしていく存在だ。確かに「教えられて育つ」部分は大切である。しかし、それだけでは子どもは人間になれない、子どもには、自分自身の意思と力で自分を育てる機会が必要である。そう子どもの権利条約はメッセージを送っている。

子どもの権利条約は、子どもが人間として育つために、「人間としての意思が尊重される権利があること」（意見表明権＝条約十二条）、「おとなの介入なしに自由に遊ぶ権利」（条約三十一条）、「自分らしく居る権利」（アイデンティティの権利＝条約八条、二十九条など）が大切であることを私たちに伝えてくれた。

<子ども支援の新たな息吹き>

子どもの権利条約が誕生して 20 年。はたしてこの 20 年は、日本の子どもにとって幸せな時代であったのだろうか。

そう問えば、条約批准の年、1994 年の暮れに起きた愛知の男子「いじめ苦自殺」事件に象徴される「いじめ」問題、ますます深刻化する「子ども虐待」、「不登校」問題、1997 年の神戸須磨の小学生連続殺傷事件や、1998 年の栃木県中学校女教師殺傷事件などの少年事件を契機とする厳罰主義の台頭、2000 年には刑事年齢の 14 歳引き下げなどをはかる少年法改正、2006 年には規範教育強化をはかる教育基本法改正など、この 20 年は、“子ども受難の 20 年”であったともいえる。

このように、日本の子どもにとってこの 20 年はけっして良い時代ではなかったのだが、すでに見てきたように良い意味での変化もあった。子どもの自己形成、自己実現を後押ししようというおとな社会の態度の変化は、まちがいに日本社会に根付いてきている。

教育界でも、この間に、子どもに対する向き合い方＝指導関係を見直して、子どもの参加を全面的に支えていく支援関係への転換を図る実践が見られた（詳しくは、喜多ほか編『子どものとともに創る学校』日本評論社、参照）。しかし、教育界は、「学力」問題や学習指導要領改定に伴う「総合」の見直しなどにより、こうした動きが停滞し始めている。

しかし、地域や民間、自治体施策の側面では、そのような子どもの自己形成を支援していく活動が展開されてきた。とくにこの 20 年は市民活動・市民 NPO の台頭とその成長が著しかったといえることができる。その足跡をたどってみたい。

Ⅱ 子ども支援と市民活動の動きをふりかえる——市民・NPO 活動の 20 年

子どもの権利条約の実施状況をふりかえてみると、子どもの権利条約が、締約国の義務として、国内の子どもの権利保障の他、海外とくに途上国の子どもの権利保障についての国際協力の促進をうたってきたことから、日本においても、①国内の子どもの権利実現に関する市民活動、NGO・NPO 活動のほか、②国際協力を目的とした市民活動、NGO・NPO 活動さらには幼い難民を考える会など国内の外国籍、他民族の子どもの権利実現といった「内なる国際化」をめざす市民活動も行われてきた。

その活動形態としては、『子どもの人権大辞典』（エムティ出版）によれば、(1)広報・啓発、(2)援助・救済、(3)監視・検証、(4)提言・働きかけ、(5)サービス提供、に分けられることができる。

まず前者の分類<①、②>を基礎として、国内の活動と国際支援の活動に分け、国内活動については後者の分類にそってこの 20 年を総括

しておくことにしたい。

1 国内の子ども支援市民活動・NPOの成長と展開

まず、先述の『子どもの権利条約ネットワーク』をはじめとする国内の子ども支援の市民活動・NPO活動の形成と展開である。条約採択以前から、子育て支援については多くのサークル・グループが活動し、全国組織としても日本子どもNPOセンターなども設置された。

しかし、子どもの自分育ち―子育て―を直接支えていく子ども支援の市民活動については、1990年代になって飛躍的に発展してきたといえる。それは子どもの権利条約の採択・国内批准とパラレルな問題であり、条約の普及と共に、子ども支援を目的とした市民・NPO活動が、全国的に展開することになった。まず典型例をいくつかを紹介したい。

<1990年代を象徴する子ども支援NPO>

チャイルドライン（子ども専用電話）

もともといじめや虐待から子どもを救うヘルプラインとして世界各国ではじまったチャイルドラインではあるが、日本では、子どもの声、子どもの気持ちに寄り添い、無条件に受け止めていこうと活動してきた。チャイルドラインは、1990年代末に発足後、全国35都道府県、65団体に発展している。

CAP（Center for Assault Prevention）

子どもの権利学習、子どものエンパワーメントを目的とするワークショップ系の団体。1990年代半ばに活動を展開しはじめる。神戸小学生連続殺傷事件を契機として全国化し、2008年3月現在で、47都道府県164グループが、各地域で権利学習を進めている。CAPプログラム

への参加は、子ども約200万人（2,047,187人）、おとな約150万人（1,483,603人）述べ350万人以上にのぼる。

フリースクール、フリースペース

1990年代に不登校の子どもたちが増加し、子どもたちは学校以外の居場所を求め始めた。ところが、地域には子どもが求める居場所がなかったために追い詰められて「自殺」する子どもも出てきた。そのため市民団体中心に、子どもたちがありのままの自分であることのできる居場所＝フリースペース、あるいは自分らしく学べる居場所＝フリースクールなどを提供してきた。

プレイパーク（冒険遊び場）

1979年国際児童年の年に世田谷で始まった。おとなに干渉されない自由な遊びを求め、IPA（子どもの遊びの権利協会）日本支部を中心にして、創造的な遊びを体験するプレイパーク（冒険遊び場）づくりを全国で展開。

「子どものまち」

ドイツのミニ・ミュンヘンをきっかけとして日本でも展開してきた。おままごとは「家庭」を遊び道具にした遊びであるが、「子どものまち」は、「町」を遊び道具にした遊びであり、独自の紙幣のもとで子どもが仕事をして稼いだお金で食事をしたりする。子どもの発想でまちを作り上げていく。ミニ佐倉が最初で、全国に普及している。

なお、この20年間、こうした市民による子ども支援の多様な活動の源流には、広く子どもの文化を残し守っていこうと続けてきた、子ども劇場、親子劇場（1966年福岡で始まり、子

どもの自主的な文化活動や優れた芸術鑑賞活動、キャンプなどの共同体験などを行ってきた文化サークル)の文化活動が背景にあったことも指摘しておきたい。

＜国内の子ども支援市民活動、NGO・NPOの活動＞

以上紹介してきた特徴的なNPOを含めて、以下もう少し厳密に機能面から分類して、この20年間に広がってきた国内の子ども支援NGO・NPOの活動についてみていこうと思う。機能上は(1)広報・啓発、(2)援助・救済、(3)監視・検証、(4)提言・働きかけ、(5)サービス提供、に分けて整理しておきたい。

A 広報・啓発、情報・意見ネットワーク

(1)広報・啓発に関しては、1980年代に活動を開始した「子どもの人権保障を進める各界連絡会」(略称：子どもの人権連)が軸となって、子どもの権利条約の普及を行ってきたことが大きいといえます。1989年の条約国連採択と同時に、外務省に先駆けて、いち早く条約の日本語版(国際教育法研究会訳)を公表し、民間訳を定着させたことが注目されてきました。とくにCHILDの訳に関しては、民間では、未成年者の概念を含んで用いた「子ども」という訳が広報・啓発分野で定着し、中学・高校生世代には伝わらない言葉で、かつ保護の対象としての意味合いの強い「児童」という政府訳を限定化していくような役割を果たした。その後、主に広報・普及・学習分野では、子どもの人権連のほか、子どもの権利条約ネットワーク、DCI日本支部などのほか、地域の子どもの権利グループ、NGOによって活動が広く行われてきた。

B 相談・救済、居場所づくり

(2)援助・救済や(5)サービス提供の分野では、従来行ってきた救済制度(児童相談所など)や公的サービスでは実質的に子どもの権利実現につながらない、あるいは満たされない分野においてNGO活動が広がってきた傾向がある。

一つは、子どもからの直接的な声やSOSを受けとめる機能である。

いじめ、虐待などからの権利救済を目的に、子どもがSOSを発信できる力をもてるように、安心して自分を出せる居場所や関係づくり、さらには、自己の人権を自分自身で守れる力をもてるように、「子どものエンパワーメント」をはかる、いわゆる子ども支援NPOが登場してくる。すでに紹介した匿名関係によって安心して声を出せる子ども専用電話「チャイルドライン」や、ありのままの自分でいられる居場所や関係性を創り出してきた「フリースペース」、子どもの権利を、安心、自信、自由と表現して子どもの権利の自覚化と自己の権利を守るスキルを学ぶ「CAP」(キャップ)、学校以外の学びと居場所を提供してきた「フリースクール」、自由に自己の責任で遊ぶ「プレーパーク」(冒険遊び場)などの取り組みに象徴される市民活動が展開されてきた。

C 監視・検証、提言・働きかけ

日本では、子どもの権利条約の実施について監視し、検証していく市民活動も活発であった。検証の主体は、日本弁護士連合会のほか、先に紹介した子どもの人権連やDCI日本支部を中心として多くの市民NGO／NPOが条約実施の検証活動に取り組んできた。ただし、その場合に条約実施について政府の政策批判をするだけでなく、条約実施の担い手でもある市民NGO／NPO自体が、独自の役割として「なにを

なしえたのか」、を同時に自己評価し、検証していくことが重要である。1996 年の子どもの権利条約フォーラムに置いては、「市民レベルでの検証」を提唱した（注 3）

2 国際支援の市民活動・NPOの動き

国際協力の関係では、子どもの権利実現を主たる目的としている国際子ども権利センターがあるほか、ユニセフ（日本協会・駐日事務所）やアムネスティ・インターナショナル日本支部、セイブ・ザ・チルドレン・ジャパンなど国際的な組織とつながりのある国際支援団体が活動しているほか、個別地域、分野領域のNGOである日本フォスタープラン協会、パレスチナ子どものキャンペーン、エクパット・ジャパン・関西などや、宗教系のアユス（仏教国際協力ネットワーク）、SVA（曹洞宗国際ボランティア会）など、またボランティア支援を行っているJVC（日本国際ボランティアセンター）やIYF（国際青少年育成財団）なども子ども支援に援助を行っている。（注 4）

これらの団体では、上記の活動形態(1)～(5)を組み合わせた多様な活動を行っており、日本のNPOは子ども支援だけでなく多くの分野で国際的な支援に実績を残してきた。ただし子どもの支援に限っていえば、概して、①子どもの権利や意見表明・参加の視点が弱かったこと、②海外の期待に合わせて国際的な経済支援には熱心ではあったが国内の子どもの権利とのつながりが希薄であったこと、などが問われており、また③一方的な支援ではなく相互の「分かち合い」「助け合い」「学び合い」を軸とした人権としての国際協力が求められている。

なお、子どもの権利条約の視点をふまえて、地球規模での子どもの権利問題を総合的に経験交流、情報交換していこうという趣旨から、国

際協力関係のNGO・NPOと国内の子ども支援NGO・NPOとの合同の全国的な交流会を開く努力も続けられており、1993 年以降、「子どもの権利条約フォーラム」（子どもの権利条約ネットワークの呼びかけ、現地実行委員会・地元子ども支援NPO・グループ及び約 50 の賛同団体で構成）が開催されてきた。昨年は三重県、今年は富山県富山市を会場として実施の予定である。

3 関係性の再構築と子どものエンパワメント

—市民・NPO活動の基本的な役割として—

＜子どもをめぐる関係不全状況＞

このような市民・NPO活動は、1990 年代以降に深刻化してくる子どもの権利侵害状況、それをつくりだす主たる原因となっている「関係不全」状態を反映してきた。子ども同士の関係不全である「いじめ」、親子関係の不全を象徴する「児童虐待」、教員と子どもとの関係不全による「学級崩壊」、また、最近では子どもの安全を脅かす「不審者の横行・通り魔的な犯罪」など地域の関係不全状態も深刻化している。そこでは、基本的な課題として、①子どもを取り巻く関係性の再構築、およびそれによる②子どものエンパワメントが問われているといえます。

＜関係性の再構築—市民的共同＞

①については、性急な形で家庭や学校に対して関係性の改善を求めることは、とかく孤立し、子育て責任を背負い込みすぎる傾向が強い日本の家庭や学校にとっては、かえって負担感がかかえる親や教職員を追いつめてしまう可能性がある。そこでは、子どもを支える地域を活性化

し、地域固有の役割を引き出していくことが重要である。

地域の関係性の再構築に当たっては、かつてのような封建的な関係性の再生ではなく、21世紀に相応しく市民性を基盤にした新しい関係作り、すなわち市民的共同を実現していくことが求められる。その共同の基軸が、市民NGO・NPOであり、そのパートナーとしての自治体、公的施設であるといつてよい。

とくに日本の市民活動の中では、“子ども市民”を軸にした関係性の再構築が進んでいるところに特徴がある。神奈川県大和市では16歳からの住民投票条例を制定したが、このような市民としての子どもの自発的な活動を支援していくために、子どもの権利条約ネットワークをはじめ、各地の子どもNPOが、子どもの意見表明・参加を支援していくファシリテーターの養成と供給を始めている。

4 人の意識を変える子どもの権利運動の展開を

ところで日本の社会においては、子どもには「権利よりは責任」、「権利はわがまま」という反応など、法制度以前の人びとの意識の改革が求められており、保護の対象としての子ども観から、権利主体としての子ども観への転換、さらには「権利」に対する誤った認識（権利はわがままを助長する、といった発想）や「権利より責任」論などを克服していくことが求められている。このような意識改革は、広く日本の市民社会において実践的に克服されていくべき課題であり、その意味で、これまで紹介してきた条約実施における市民活動、子どもNGO・NPOの活動が注目されてきたといえる。そのような動きは国際社会の動きとも連動するものであり、国連子どもの権利委員会は、従来から

「サービス提供者としての民間セクターおよび子どもの権利の実現におけるその役割」を重視し、民間サービス提供者が子どもの権利尊重責任を有すること、民間サービス提供者が条約を全面的に遵守していくための国家的な支援などについて勧告した（2002年9月第31会期）。これに呼応して、セーブ・ザ・チルドレン世界連盟は「権利基盤型アプローチ」に基づく行動指針を作ってきた（同連盟ハンドブック27ページ、詳しくは平野論文・人権連インフォメーション参照）。

日本の市民活動は、1998年のNPO法（特定非営利活動促進法）の制定以降、ようやく社会貢献型のNGO・NPOとして社会的認知度が高まり始め、子ども関係の市民団体も、上述したような子ども支援のNGO・NPOとして急成長してきた。今日では、子どもの権利条約の実施と関わり、子ども支援の実践的なレベルでの市民と行政との協働（コラボレーション）が進み始めている。

このように、日本社会は、明らかに20世紀型の行政独占型の公共サービスから、市民参加による質の高い公共サービスを提供する「市民的公共性」の追求が始まっている。ただし、日本のNGO・NPOも課題も多く山積している。

一つは、「経済大国」という看板とは裏腹に、日本のNGO・NPOは、ほとんど財政的支援のない脆弱な経済基盤で活動してきており、その社会的な経験の蓄積も不足している中で、活動の継続性が困難な場合もあり、また欧米のNPOの影響を受けやすい状況にもある。とくに、欧米流の企業等のバックアップによる大規模助成を受けるNPOについてのリスクについて、あるいは、NPO実践が開拓してきたスキル等の質的管理＝クオリティ・コントロールの手法（＝特許的な資格講座など）について、充分に

は受けとめきれないままに、社会的に混乱を招くなどの現象も見られた。そのようななかで、日本独特の「草の根」的な市民活動の特長を生かしつつ、財政面での自律と説明責任を果たす 21 世紀型の市民 N P O へと成長が求められているといえる。

5 子ども支援と地域自治体の動き

子どもの権利条約の 20 年のなかで、市民活動と共に大きく変わってきたのが自治体子ども施策である。子育て支援の政策は、国のエンゼルプラン以来自治体でも重点施策として展開され、最近では次世代育成支援行動計画の策定・実施によってより地域に密着した事業が展開されてきた。しかし、その効果は必ずしも十分ではなく、子育ての当事者への支援だけでなく、子どもへの直接的な支援が重要であること、子どもの自己形成をはかり元気を取り戻すことが子育て当事者にとっても力になるということが自覚されてきた。

子どもの意見表明・参加の支援事業を行ってきた近江八幡市や滋賀県、鶴ヶ島市などや、とくに思春期の子どもの居場所支援の事業を展開してきた杉並区（「ゆう杉並」）、町田市（こども文化センター「ばーん」）、高浜市（「バコハ」）茅野市（「中高ランドちのちの」）などの活動がある。1998 年には、兵庫県川西市が「子どもの人権オンブズパーソン条例」を制定し、既存の救済制度では救われない子どものいじめ・虐待などについて、子どもが安心して相談でき、子どもを取りまく関係の改善、調整など、子ども固有の相談救済を行う＜子どもオンブズパーソン＞を創設した。

このような類似制度は、市町村レベルでは、川西市のほか、岐阜県岐南町、川崎市、多治見市、目黒区、福岡県志免町、豊田市 豊島区、

札幌市、福岡県筑前町に設置されてきた。県レベルでは、埼玉県、秋田県で設置されている。

2000 年には、川崎市が、「子どもの権利に関する条例」を制定し、先に挙げたような、子どもの参加支援、居場所支援、救済制度など子ども支援の施策推進をはかり子どもの権利の総合的な保障を図る取り組みが開始された。

川崎市を皮切りとして、子どもの権利の総合条例（名称は異なっても実質的に権利条例のもの）は、奈井江町、小杉町（市町村合併後、射水市）、多治見市、目黒区、芽室町、魚津市、豊島区、岐阜市、名張市、白山市、志免町、豊田市、名古屋市、上越市、日野市、最近では 2008 年 11 月に札幌市、12 月には、いじめ苦自殺を契機として福岡県筑前町がつくり、合計 18 の自治体に広がっている。（注 5）

6 結びにかえて—子どもには愛される権利がある

条約が採択されて 20 年。以上のような市民・N P O や自治体による子ども支援の努力があるものの、日本の子どもは総体としては幸せと感じてはいないように思える。

その証左の一つとして、日本の子どもの自己肯定感（自尊感情・セルフエスティーム）の低下の問題がある（注 6）。自分を誇れない。自信がない……。肯定できる自己の喪失感だ。

それは、日本の子どもたちが激しい受験競争による学力という一律のものさしで測られ続けている結果であるとみられている。しかし、それだけではあるまい。日本の多くの子どもたちが、「自分が大切にされていない」「愛されていない」と感じはじめている結果ではないか。

大切にされていない子どもは、周りを大切にしない。愛されてこなかった子どもは、人を愛せない……。小中高校の年間「暴力行為」は 5

万件をこえてしまった（「戦後最悪」…11 月文部科学省調べ）。そこには受容感を失いつつある子どもの SOS が象徴されているように思えてならない。

子どもには愛される権利がある（ヤヌシュ・コルチャック）。「子どもが、人格の全面的かつ調和のとれた発達のために、家庭的な環境の下で、幸福、愛情および理解のある雰囲気の中で成長すべきである」という子どもの権利条約前文の言葉を改めてかみ締めておきたい。

注

- 1 子どもの権利条約総合研究所編『子どもの権利研究』3,5 号、日本評論社、参照。
- 2 ジャン・シャザル『子どもの権利』清水・露生共訳、白水社、1960 年、20 ページ。
- 3 同フォーラム実行委員会編『検証 子ども
の権利条約—市民が作る子どもの権利条約白書』1996 年、日本評論社参照。
- 4 詳しくは、『子どもの権利ネットワーク』クレヨンハウス、1997 年、及び「世界と日本の子どもたちをサポートする N G O ・ N P O DATA2003」『月刊子ども論』2003 年 6 月など参照。
- 5 子どもの権利条約総合研究所編『子ども条例ハンドブック』日本評論社、2008 年。
- 6 荒牧ほか編『子ども支援の相談・救済』日本評論社、2008 年。

第 8 回子どもの権利条例東京市民フォーラムの集い 次世代育成支援・後期計画と子ども条例 ～連載②／全 3 回～

子どもの権利条例東京市民フォーラム事務局 加藤千鶴子

第 8 回子どもの権利条例東京市民フォーラムの集いが 2008 年 10 月 4 日、東洋大学白山校舎を会場に開催されました。まず、子どもの権利条例東京市民フォーラム代表の喜多明人さんから、子ども支援の活動を次世代育成支援・後期計画にどのように生かしていくかを獲得目標に、参加型の集会としようと思いがあって集いがスタートしました。

SESSION - 1 では、子ども条例を整備している調布市、世田谷区の参加を得て、それぞれの子ども条例の成立経過や内容、自治体の次世代育成支援行動計画の策定に条例が果たした役割、後期計画に向ける視点などを聞きました。続く SESSION - 2 では、子ども支援の総合化を後期計画にどのように盛り込んでいくかに焦点をあて、森田明美さん（子どもの権利条例東京市民フォーラム事務局長／東洋大学教授）の問題提起を受けるかたちで、会場とのフリーディスカッションを含め議論を深めました。さらに SESSION - 3 特別報告では、子どもシェルターを運営する「カリヨン子どもセンター」の現在について報告を受けました。



【次世代育成支援地域行動計画・後期計画】日本の急速な少子化の進行などをふまえ 2003 年

7 月、国が制定した「次世代育成支援対策推進法」は、次世代育成支援に関する取り組みを集中して行うために、すべての地方自治体（都道府県、区市町村）および事業主（従業員 300 人を超す企業）に行動計画の策定と実施を求めた。2005 年から 10 年間を行動計画の実施期間とし、さらに 5 年間を一期として見直すよう求めている。09 年度中には見直しが行われることから、現在、そのための基礎調査が各自治体で始まっている。

■ SESSION - 1

次世代育成支援・後期計画と子ども条例

＝ 調布市子ども条例、

世田谷区子ども条例の取り組みから ＝

●世田谷区子ども条例と子ども計画・子ども政策

山崎廣孝さん（世田谷区子ども家庭支援課長）
——2003 年、都内で初めて制定された子ども条例を法的根拠に、周産期を含む子育て・子育て支援を次世代育成支援行動計画に盛り込んだ世田谷区から、聞きました。

1. 子ども条例制定までの取り組み

子ども行政の部門に異動したのは今年の 4 月。初めての仕事になります。さて、世田谷区の概況は紙面に詳報していますが、人口が微増していて、赤ちゃんが生まれる数も次第に増え

ている自治体です。

2002年4月1日施行の世田谷区子ども条例(2001年12月議会で議決)の制定背景は、1994年の権利条約の批准・発効があり、さらに児童福祉法改正を経て、すべての子どもの健全な育成が示唆されるなど、社会の変化があったことが大きいと思います。

まず、1997年に、地域福祉保健審議会から「子どもを取り巻く環境整備について」という答申が出され、1999年、区が「子どもを取り巻く環境整備プラン」を策定していった。条例の検討に着手したのが2000年9月。同年10月から2001年5月の間に区民意見の募集が行われています。

それらと併行して区議会の議論もありました。区のHPから区議会議事録を検索すると、子ども条例に関する議員と理事者の質疑が1P2500字×100頁分くらい出てきます。それを読みますと議会での議論がよくわかります。決定的な場である議会で区民の代表である議員が何を課題、問題にしているかがここに凝縮されている。いろんな会派があって、いろんな意見がある中でこの条例が合意されたということがよくわかります。世田谷区議会のHPから議論に目を通されると、世田谷区ローカルですが、ここに全国の自治体の抱えている問題点や子ども施策への意識が、実は芽生えていたということがおわかりになると思います。

その中でも印象的でしたのが、まさに今日の「子どもの権利条例東京市民フォーラム」から「世田谷区の条例案はけしからん」という意見書が出されていたことでした。当時、私はその渦中にはいなかったのですが、今回区議会の議事録を読みましたら、どこそこの子どもフォーラムの先生方がというくだりがあって、さらに読んでいってこれはきちんと確認がいると思いまし

て、資料を探して読んでみたら、みたことのある先生方の名前のある意見書に、「世田谷区はこんな条例つくって、子どもの権利なんかかかれていない」とばっちり出てきた(笑)。それを議場で採用し、条例反対の根拠として主張されている議員がいらっしゃいました。

で、今日まさにその先生方にお呼びいただけたということは、当時のお叱りがようやく解けたのではないかと、そんなふうに勝手に解釈して今日はここに立っている次第です。

2. 世田谷を、東京で一番子育てしやすいまちに

世田谷の子ども条例は、いろんな問題を抱えながら、都内で初の条例になんとかこぎつけたということであったと思っています。それまでの流れのなかで、条例の素案をつくり、議会の場でも様々に提案し議論を重ねていった、そういうことがある。その中では、「子どもの権利というけれど、素案段階はもっと格調の高い、内実のあるものだったのに。条例案になった瞬間にトーンダウンした」、「推進計画や救済が弱い」、「これなら子どもを守る宣言とか憲章とかでもよかったじゃないか」、「どうして子ども条例にしたんだ」……とかですね。こうした多種多様な議論があって、それらを乗り越えて条例を成立させ、それを根拠にまだ十分ではないかもしれませんが、今日のような施策に反映されていったと考えられます。

2003年に世田谷区の区長選挙があり、7期28年勤めた区長から新区長に交代。首長が変わった。だから、条例の推進は今後どうなるんだろうかという議論も実際あったと思います。2003年に新区長体制になって、2004年に条例の推進をめざして新しく子ども部を発足させ、

2005年に推進計画をつくっていくのですが、このような流れの中で確認できたのは、当たり前といえば当たり前ですが、実は子ども条例の中にうたわれた精神というのは、時の首長が変わっても、変わらない大きな理念である、ということです。

条例という法整備をすることで、それが根拠となって自治体施策の中にその理念が打ち込まれていった。世田谷区はそれを経験した、条例にはそうした力があるのだということを、改めて実感しました。前区長は6つのゼロといって、待機児ゼロ、いじめゼロ、虐待ゼロなどを言ってきて子ども条例を制度化した。現区長も、世田谷を「東京で一番子育てしやすい町」に、と掲げ子ども施策を推進されていますし、条例をもって方針が継続しています。

世田谷区子ども条例の基本方針は以下の5つの点が挙げられます。①すべての子どもが育つことに関する基本的な考え方を示す、②保護者・学校や区民、区の責任の明確化、③地域社会や区政への子どもの参加、④子どもの施策に関する計画の総合的かつ計画的推進、⑤子どもが理解できる表現による条例、です。

条例の第16条に基づいて推進計画をつくるとし、2005年の4月に子ども計画を策定。子ども計画には、「子ども条例の推進計画として策定する」と書かれ、「基本計画の方向を踏まえ、区の教育ビジョンやすこやか親子プラン（保健所がつくる健康基本計画）などと連携して作成する。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく行動計画であることを内包する」ことが明記されています。



3. 条例を根拠に次世代育成の何を取り組んできたか

子ども計画は、子どもが本来もっている「自ら成長し育つ力」を、「心豊かな元気な子ども」（＝元気子ども）と位置付け、その「元気子ども」を様々な社会資源と地域社会の連携によって見守り、地域社会全体で応援していくことを基本的な考えとしています。基本的な視点として、「自立と選択」、「予防と緊急対応」、「多様性と継続性」などが掲げられています。計画の柱だて、これが今の子ども計画の体系になっており、大きく3つに分類しています。「要支援を含む元気子ども対策」「緊急対応」「基盤整備」とくくり、様々な施策を展開しているのですが、このような計画、施策は、どの自治体も工夫されているし大差なく掲げられていると思います。いってみればあれもこれもと幕の内弁当状態になっている（笑）。しかし、世田谷区の施策ではその中でもかなり先駆的ではないかと思っています。

では、世田谷区は何をもって特色とするか。区の取り組みの例示として6点ほどあげてみたいと思います。

1点目が**子育てステーション**で、駅前に遊びとあずかりと相談と保育の4つのサービスを集中させて多機能型の子育て支援拠点をつくる。利便性の高いところにつくろうというもので、2006年10月からはじまって区内に3カ所開設してきました。ここでいう保育所は都の制度である認証保育所で、そこに「お出かけ広場」という国の補助金（人口10万人に1カ所）を得て遊びの機能を付加し、国のパイロット事業を使って預かり機能も入れた。また、発達障害のお子さんの相談をと発達相談も行なう施設です。

2点目が**多様な保育サービス**。区には、認可

保育園、認証保育所、保育室、保育ママなどがあり、延長、休日、年末、病時、病後時、緊急一時などさまざまな保育施策を進めている。2006年から6カ年で2210名の待機児童の解消をはかるとして今、区をあげて取り組んでいる。その中で保育の質をどう担保するかということや、どうやって評価していくのかという問題が改めてつきつけられており、そこを考えつついろいろな保育サービスを展開しています。

3点目が**子育てカレッジ**。これは、条例でいう啓発や子どもの参画をどう具体化するかといったことを念頭に進める取り組みです。小田急線経堂駅そばにある「子ども子育て総合センター」をベースに中高生の支援、親支援、子ども施設職員のレベルアップなどを行なっています。また、子育て中の親子の交流の場としての「子育てメッセ」なども開催しています。

4つ目が**児童虐待の支援チーム**、の活動です。これはおそらく全国でもあまり例がない取り組みで、2007年11月1日に厚生労働省の要保護児童対策模範事業ということで表彰状を頂戴した。困難ケースへの緊急対応や人材育成、虐待対策ネットワークの調整機能で、これらをチーム制で行なうものです。簡潔にいうと、係ができていて、ここに事務の職員が2人、その外に保健士、心理士と都の児童相談所OBもいてスクランブル対応しています。

5番目は**産後ケア事業**です。心身ともに不安定になりやすい産後の一定時期（生後4カ月まで）に、区が支援を必要と判断した母子を対象に、母体ケア、乳児ケア、育児相談・指導、産後体操などを行う産後ケアセンターが田園都市線桜新町駅の近くにあり、宿泊、日帰りで利用できる施設となっています。今年3月のスタートですが、非常に需要が高まってきています。

6番目の（仮称）**発達・発育センター**は、来

年の4月、国立成育医療センターの土地を区が借り受けて、発達障害など「配慮を要する子どもへの支援」を実施するために、相談、診断・評価、療育、地域支援機能などを行うセンター施設です。24時間対応型の複合型保育施設と併設です。

特色ある事業として、今お伝えしたことのほかにも、たとえば新BOP事業（全国に先駆けて学校施設の中に学童保育機能を持つ事業を展開、学童保育の待機児童はゼロ）や、区内4カ所で展開されている全国初の常設のプレーパーク（自分の責任で自由に遊ぶ冒険遊び場事業）などもあげられます。

4. 子ども条例という理念をもつということ

世田谷区は子ども条例をもっている、その中で在宅の子育て支援をどうするんだとか、発達障害の子どもの支援をどうするんだ、虐待をどうするんだといった各論の議論はずう～っとあったわけです。そうした各論の議論を経て、いわばある種抽象的な子ども条例ができて、そのよくいえば理念的な条例をもって、今度は各論の議論に入ってしまった。議会の議論は区民の議論であるのですから、今度はできた条例を根拠にもう一回各論の子ども支援のためにいったい具体的に何をしなければならないかという議論に戻していく。これをやってきたということだと思っています。その象徴の一つが子育てステーションのような施設に現れていると思います。

ソフトの面で相談を例にとって説明してみます。たとえば、世田谷の人口は80万人強。大きいので地域を5つに分割して、5つの地域に福祉事務所や保健所にあたる「地域子ども家庭支援センター」を設置し相談などにあたっていますが、虐待防止の機能を有する「子ども子育て

て総合センター」(子どもセンターの基幹施設)や児童相談所などが様々に連携しながら、親子の自立、自律を育んでいこうと、体系的に取り組んでいます。

以上のような施策や機能を縦糸と横糸にして、また、年齢別に必要な機能を考慮しながら、様々に施策を打っていく。条例そのものをつくったことが計画や施策の推進の根拠になるし、大きく意義があった。また重なりますが、条例をつくる過程でもものすごく議論があった、条例をつくるということはそういうこと。実は、そのような議論そのものに大きな意義があったとも考えられます。

5. 次世代育成支援・後期計画に向けて

これから後期の子ども計画をつくっていくわけですが、これについては、さまざまに実態調査を始めています。国が求めるニーズ調査はもちろんですが、それだけでなく一人親の調査や、区民意識調査なども進めています。

その際、何よりも子どもの意見をきくことが大事であると考えています。世田谷区には法という協議会はないのですが、「子ども青少年問題協議会」という1953年(昭和28年)の地方青少年問題協議会法を根拠にしたしくみがあります。ですが、そもそもが青少年の指導、育成、保護及び矯正など非行防止対策を目的としており当然足りません。そこで、次世代育成支援対策法で求められている事業者なども入れた意見交換会やシンポジウムなども頻繁に行う予定です。

肝心の子どもの意見を聞くということでは、児童館職員に声をかけていて、15～20人くらい集まってもらい意見を求めていきたいと、先日常任委員会にも報告したところ、議会では「さらなる充実を」というご指摘がありました。直

ちに拡大の方向で検討すると約しました。もうちょっとがっちりやろうと、子どもたちにたくさん参加してもらい、子どもの意見を聞くしくみをつくろうと考えているところです。

そのほか、世田谷区では私立などの小・中学校に行っている子どもも多く(中学生で約4割程度)、教育委員会では区立の子どもが対象の諸事業は展開していても、私立などの学校に通っている児童・生徒への対策はなかなか進まない。このため、区立学校ですでに実施している子どもの成人病予防検診を私立生対象にもと、検討を重ねています。同じ納税者としての区民ですので、その外にも具体的な一人一人の子どもに届く子ども支援を考えないと、思っているところです。

以上、いろいろと述べてきましたが、これも条例化の動きの中で、当時のおおぜいの区民、活動団体や議会の議論があったからこそ、今の総合的な子ども施策の展開があると思っています。



——世田谷区は、条例制定が早かったことから、時間をかけて条例を背景に次世代育成支援・前期計画をつくっており、それが、子ども施策の体系図や施策の広がりにも反映されていることがわかりました。連載の最終回となる今回は、森田明美さん(東洋大学教授)による問題提起「次世代育成支援・後期計画に何を盛込むのか」を経て行われた、子どもの権利を保障する子ども支援の総合化をはかるための議論などを詳報します。

子どもの権利条約 採択 20 周年記念事業ネットワーク 2009 (略称：C R C ネット 2009) への参加・協力をお願い 2008 年 12 月 10 日（世界人権宣言 60 周年）

C R C ネット 2009 発起人代表 喜多明人

【よびかけ】

来年 2009 年は、子どもの権利条約が国連で採択されて 20 年の記念すべき年になります。また、国連・子どもの権利宣言が 1959 年に採択されてから 50 年目となります。

この記念すべき年に、私たちは、子どもの権利条約採択 20 周年記念事業（C R C ネット 2009）を呼びかけ、2009 年を子どもの権利条約飛躍の年にしたいと思います。

主な理由は、以下の 3 点です。

一つは、日本の子どもたちの現実はいまだに厳しいものであり、日本の子どもたちの自己肯定感は一貫して低下しています。私たちの調査でも、自己肯定感の低下が子どもたちの能動的な活動意欲、具体的には学習意欲や生きる意欲、人とかかわり意欲、立ち直る意欲などを失わせていることが明白になっています。自己肯定感の回復は日本の子どもにとって最優先の課題といえましょう。子どもの参加と自己実現、それを支えるおとな社会のバックボーンとして、子どもの権利条約が果たす役割はとてつもないものがあります。

二つには、上記のような子どもの現実を直視して、この 20 年間の間に、日本国内では、地域における子どもの権利の実現、子ども支援の拡大などについて、さまざまな市民・N P O 活動や自治体施策が進展してきました。私たちは、そのような全国各地における子ども支援の取り組みの成果を共有し、さらに深めていくことが求められています。

三つには、上記のような成果を確認しつつ、現実には、子どもの権利条約の認知度が落ちてきており、各地における子どもの権利実現を妨げてきた「伝統的な考え方」、たとえば、権利はわがままを助長といった発想が日本社会に根深く残されていることを注視しなければなりません。とくに近年「子どもの権利バックラッシュ」というべき意図的な子どもの権利批判の世論が形成されてきており、その克服が切実な課題になっていることです。

以上のような状況をふまえて、わたしたちは、以下の趣旨・目的で、C R C ネット 2009 を提案したいと思います。

賛同いただける場合は、まずは下記の事務局まで、賛同団体、代表者、連絡担当者、連絡先（住所・TEL・FAX・Email・ホームページアドレス等）をご連絡くださるようお願いいたします。期限は 2009 年中です。

【主な目的】

- 1 子どもの権利条約の普及・啓発
- 2 子どもの権利条約の実施・普及活動の成果の共有
- 3 子どもの権利条約の効果的な実施への寄与

【主な取り組み】

- 1 貴団体の事業等に「子どもの権利条約国連採択 20 周年記念」の冠をつけ、団体内に子どもの権利条約を改めて位置づけるとともに、団体内外に子どもの権利条約のことを知らせること。
- 2 貴団体のニューズレター・機関誌・雑誌等で、「子どもの権利条約」にかかわる「特集」を組むこと。そこで、とくに子どもの権利条約の意義を確認すること。
- 3 貴団体の取り組みを CRC ネット 2009 事務局に集約し、情報や取り組みの共有を図ること。

【CRC ネット 2009 発起人（50 音順）－いずれも個人資格です。】

明橋大二（精神科医）

荒牧重人（山梨学院大学）

奥地圭子（東京シュレー）

甲斐田万智子（国際子ども権利センター）

喜多明人（早稲田大学 発起人代表）

清川輝基（チャイルドライン支援センター）

黒岩哲彦（弁護士）

高橋博久（子どもの遊ぶ権利のための国際協会 I P A 日本支部）

田中文子（子ども情報研究センター）

坪井節子（弁護士）

西野博之（フリースペースたまりば）

森田明美（東洋大学）

吉田恒雄（駿河台大学）

【事務局】

子どもの権利条約総合研究所

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-24-1 早稲田大学文学部 33 号館 1576 号室

TEL03-3203-4355 FAX03-5286-3595

E-mail npo_crc@nifty.com

以上

子どもの人権関係の報道と記録から…

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/1/16	朝日新聞 今年を基礎科学力強化年に 文部科学省 文部科学省は 13 日、塩谷文科相を本部長とする「基礎科学力強化推進本部」を省内に設置した。08 年のノーベル賞で、日本で育った 4 人が受賞したことを受け、今年を「基礎科学力強化年」と位置付けた。科学技術と大学教育などの施策について調整機能を強化する。また、若手研究者への支援拡充や世界から人材が集まる魅力的な研究環境づくり、理数教育の充実など幅広い取り組みも検討していく。		などの自主学习を支える。守口市でも市立小 3 校と市立中 1 校(同) で月 2 回、家庭教師派遣のトライの講師が指導する。いずれも 4 月以降の取り組みは未定という。
2009/1/17	朝日新聞 公立小中 7 校に塾講師らを派遣 大阪府、豊中など 3 市へ 大阪府教育委員会が学習塾と連携することを決めた放課後学習「おおさか・まなび舎」事業で、豊中、和泉、守口各市の公立小中学校計 7 校に今月下旬から、塾など 3 社の講師が派遣されることが決まった。基礎学力づくりを手伝う。同事業で連携が具体化するのは初めて。3 社はとりあえず 3 月末まで、無料で派遣する。豊中市では市立第七中で大手学習塾サピックスの 2 人が火曜と日曜の各 1 時間、1 年生の希望者に計算の基礎を教える。和泉市では市立中 2 校 (学校は調整中) で第一ゼミナールの講師が平日の放課後に週 4 コマ程度、宿題	2009/1/18	朝日新聞 中山前国交相講演、また「日教組」発言 教育正常化推進大会 / 大分県 自民党県議や市民団体が共催する「大分教育正常化推進県民大会」が 17 日、大分市高砂町の iichiko 総合文化センターであり、前国土交通相の中山成彬・衆院議員 (宮崎 1 区) が講演した。中山氏は、就任 5 日で国交相を辞任する引き金となった「成田空港はごね得」「日本は単一民族」「日教組をぶっ壊せ」などの自身の発言について、「失言と言われたが、失言とは思っていない。問題提起だ」と主張。一連の県教委汚職事件にも触れ、「大分県教育委員会の問題は日教組にある」などと訴えた。また、大阪府の教育行政を「ひどい」と批判。「大阪はひき逃げが多い。権利ばかりを声高に唱え、義務や責任を教えていないから、そういう若者が育つのだろう」と持論を語った。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/1/19	産経新聞 市立全校で小中一貫教育 24 年 4 月から、横浜 横浜市教育委員会が平成 24 年 4 月からすべての市立小学校と中学校で小中一貫の 9 年間の教育を実施する方針を決めたことが 19 日分かった。市教委によると、小学校は 346 校、中学校は 145 校あり、これだけの規模で小中一貫教育を実施するのは全国で初めてという。小学校と中学校 1 校ずつの連携だけでなく、1 つの中学校と複数の小学校、複数の中学校と複数の小学校の連携など、地域の実情に応じた柔軟な形で実施する。市教委は「9 年間の連続性のある教育を行い、一人一人の学習状況に応じたきめ細かい対応で学力向上などにつなげたい」としている。横浜市は 18 年に、将来の小中一貫教育の導入を目指すこと決めた。20 年 4 月から中学校 28 校と小学校 57 校で先行して小中一貫教育を実施しており、準備が整い次第、順次拡大して 24 年 4 月に全面導入するという。	2009/1/19	補講を行うのは、全国で初めてという。新事業は、授業を振り返って勉強（スタディー）することから「ふりスタ」と命名。府教委学校教育課は「中学の授業は 1 年生の 2 学期から内容が高度化する。最初の夏休みは落ちこぼれを防ぐ最後の機会」ととらえており、夏休みに計 10 日間、1 日 3～4 時間実施する。小学校高学年で学ぶ分数や比例の基礎を復習するほか、必要な生徒には国語の補講も実施。英語の文法や社会科の理解に必要な漢字、基礎的な文法、接続詞を学ぶ。講師は中学校教員のほか、小学校の退職教員や大学生を配置。受講生の選抜や補講内容は各校で決め、学期中の土曜日など夏休み以外の実施も認める。
2009/2/3	産経新聞 中 1 の「落ちこぼれ」 夏期補講で解消 京都府教委 授業についていけない 1 年生を対象に、今夏から京都府内の公立中学で小学校の学習内容の補講を行うことを決め、府教委は 3 日、府の平成 21 年度一般会計当初予算案に事業費約 3000 万円を計上した。全国学力テストで小学校レベルの分数問題が解けなかった中学生は、分数を使わない問題も解けない傾向があり、中学最初の夏休みに「落ちこぼれ」の芽を摘むのが狙い。都道府県教委レベルでこうした夏季	2009/1/19	朝日新聞 多様な学びの場、法制化求め提言 フリースクール団体 各地のフリースクールやフリースペースなど 67 団体からなる N P O 法人「フリースクール全国ネットワーク」は、多様な学びの場を学校と並んで教育制度に位置づけ、公的に支援することを求める政策提言を採択した。提言は、11、12 日に開催された初めての大会の議論をもとにまとめられた。制度改革として(1)学校教育法と並ぶ新しい法律をつくり、フリースクールなどを公教育に位置づける(2)公費助成の制度をつくり、在宅での学習（ホームエデュケーション）には教育費を交付する——などを掲げた。今後、関係省庁や自治体、国会議員に働きかけていく計画だ。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2008/1/27	産経新聞 大阪市教委、体力テスト結果を来月中旬にも公開へ 大阪市教育委員会は27日、文部科学省が実施した「全国体力・運動能力・運動習慣等調査」（全国体力テスト）の大阪市のデータについて、分析や今後の取り組みと合わせて2月中旬をめどに公開することを決めた。市町村別データ公表を正式表明したのは全国初。公開するデータは握力、ソフトボール投げなど8種目の種目別平均値と5段階評価、8種目の数値を得点化した体力合計点。学校別の数値は公表しない。池田知隆・市教育委員長は「子供たちの運動能力、体力を市民に知ってもらいたい」と理由を明らかにした。文科省は、都道府県教委による市町村別データ開示は禁じているが、市町村教委が自主的に公表することは認めている。		通知した。文科省の調査では、学校への持ち込みを例外なく一律に禁止しているところは小学校が全体の36・3%、中学校は45・2%。防犯や緊急連絡などに必要と考える保護者がいることを踏まえ、「原則禁止」としつつ「一定の理由に限って家庭の申請で持ち込みを認めている」ところが小学校で51・4%、中学で50・0%あった。特定のサイト以外はつながらないなど、機能を限定した機種に限り家庭の申請で持ち込みを認めている学校も、小学校で2・0%、中学校で0・8%あった。文科省は今回の通知で、学校任せにせず教委としても考え方をまとめるよう求めている。
2009/1/31	小中学校の9割、携帯禁止 文科省も初の指針 子どもの携帯電話をめぐり、文部科学省は30日、全国の公立学校の取り組み状況を公表した。昨年12月1日時点で学校への持ち込みを「原則禁止」としているところは小学校で94・2%、中学校では98・9%に及ぶ。高校は2割だが、認めているところも大半が校内での使用や授業中の使用を禁止していた。文科省はこれを受け、国としては初めて「小中学校は持ち込みを原則禁止」「高校は校内での使用を禁止」という指針を決定。30日、携帯電話やネットの危険性の教育、「ネットいじめ」などへの対応の徹底を含め、全国の都道府県、政令指定市の教育委員会などに	2009/2/3	産経新聞 文科相が「心を育む5つの提案」 塩谷立文部科学相は3日、4月から先行実施される小中学校の新学習指導要領で道徳教育が重視されることに絡み、「先人の生き方に学ぶ」などとした『『心を育（はぐく）む』ための5つの提案』を発表した。提案は(1)「読み書きそろばん・外遊び」を推進する(2)校訓を見つめ直し、実践する(3)先人の生き方や本物の文化・芸術から学ぶ(4)家庭で生活の基本的ルールをつくる(5)地域の力で教育を支える。生活の基本的ルールについて、塩谷文科相は「私の提案」として、「いじめるな」「うそをつくな」「人に迷惑かけるな」などの具体例も挙げた。
		2009/2/4	産経新聞 橋下知事「教育パウチャー制導入を」 府教委に検討提案 大阪府の橋下徹知事は4日、子供の数に応じて学校の運営費

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	に差をつける「教育バウチャー（利用券）制」の府内の高校での導入を検討するよう府教育委員会などに提案したことを明らかにした。教育バウチャー制は、行政が保護者に利用券を配布したうえで、より多くの児童生徒が入学、利用券を集めた学校に対し、公私立を問わず予算を配分する制度。欧米を中心に導入されている。文部科学省は平成17年に研究会を発足させたが、学校間の過度な競争を招くという指摘もあり本格導入には至っていない。橋下知事は、府教委が進める“公立エリート高校構想”に反発する府立高校長が約7割を占めたとする報道機関のアンケート結果を引き合いに出し、「スポーツ、勉強を伸ばす気がないからあんなことを言う。府民を冒涇する校長がはびこる公立高校は抜本的な改革が必要」とバウチャー制の意義を強調した。		た小学校は53%、「課題はあるが導入の見通しは立っている」は36%。「スムーズに導入できる」は9%にとどまった。一方、教委のうち「不安が残る」は22%、「見通しは立っている」は57%、「スムーズにできる」は17%。全体的に学校より楽観している傾向が出た。アンケートでは、英語教育の環境についても項目を挙げて尋ねた。小学校で「あまり整っていない」「まったく整っていない」という回答の合計が多かったのは「進学先の中学校との情報交換体制」（80%）、「同一中学に進学する近隣小学校との情報交換体制」（76%）、「教師が研修に参加する費用」（71%）、「学校外での研修会参加などのサポート」（74%）などだった。逆に「整っている」「ある程度整っている」との回答が多かったのは、「ALT（外国語指導助手）の来校頻度」「年間指導計画や指導案」「英語の教材」「市町村教委からの情報や研修」など。「現在問題になっていること」で多かった項目は、「指導内容・方法」（79%）、「評価内容・方法」（64%）、「指導計画」（63%）、「教材・教具」（58%）など。「何をどうやって教えるのか」に不安を感じていることがわかった。
2009/2/9	朝日新聞 英語必修化、小学校の現場「不安」53% 500校調査 今春から多くの小学校で英語の授業が始まるのを前に、旺文社が全国500の小学校から集まったアンケート結果をまとめたところ、半分以上が「英語必修化」に不安を抱いているという結果が出た。一方、教育委員会で「不安」というところは2割ほど。現場と行政で認識の隔たりが目立つ。旺文社は昨年8～9月、無作為抽出した5千の小学校と全都道府県・市町村教委に調査票を配り、505校、173教委から回答を得た。11年の必修化に向けて導入がスムーズに進むと思うか」との問いに、「課題があり、導入には不安が残る」と回答し	2009/2/11	毎日新聞 つくば市教委：来年度、市立全中でチューター制度導入 筑波大生が補習授業／茨城 つくば市教委は09年度から、教員を目指す筑波大生を市立全14校に派遣し、放課後や休み期間中の補習授業で指導させる「放課後学習チューター制度」を導入する。“地域資源”である学生の力を借りて、学校ごとに苦

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/2/11	手科目を中心に補習授業を行い、基礎学力の底上げを狙う。同市教委指導課によると、市内では市立谷田部中が04年から夏・冬休みに大学生らが指導する補習授業「谷田部塾」を実施している。今回は市内全域に取り組みを拡大する。同課が筑波大生や同大学院生からチューターを募集し、各中学校に派遣。学校ごとに英語、国語、数学、理科、社会の5教科から全国学力テストや県の学力診断テストの平均点が低い科目を選び、放課後や夏休みに自主参加の補習授業を開く。授業では教員とチューターがペアを組む。指導のスタイルは現場の裁量に任される。 毎日新聞 教員採用試験 10 年度の透明化は文科省が改善調査公表 文部科学省は11日、09年実施する10年度公立学校教員採用試験について、各教育委員会が09年度試験と比べてどのような改善を図っているかの調査結果を公表した。大分県の採用汚職事件を受け、09年度試験でも改善が図られたが、64都道府県・政令市教委のうち51教委が、10年度はさらに試験を透明化するなどの措置を行うことを決めていた。他の教委も改善に向けた検討をしているという。1月30日現在の状況をまとめた。採用基準公表に関して「部分公表から全面公表に改める」「ホームページ上でも公表する」など、09年度より改善することを決めたのは35教委。試験問題や解答、配点の公表については29教委が「問題の持ち帰りを認める」などの改善をする。本人への成績開示では、22教委が開示範囲の拡	2009/2/13	大などを行う。答案などの元データと確定データの照合については「教育委員会事務局以外の第三者を加えて実施する」（さいたま市）など、改善を決めたのは11教委だった。 読売新聞 「金融リスク」中高生学ぶ 題材にリーマン、ライブドア 世界的な金融危機を見据え、今だからこそ教えられる——。金融商品や株式投資について、危険性を含めて中学・高校生に伝える取り組みが広がっている。講師を務める大学教授や教師らは「金融から目をそらせば、生きた経済を学ぶことはできない」と訴えている。「ライブドアのこと、知ってる?」。阪南大（大阪府松原市）が先月開催した中学・高校生向け講座「株式投資から学ぶ戦略的思考」で、中條良美准教授（経済学）が問いかけた。株価が暴落する危険が潜むことを伝え、「低金利の今、タンス預金や銀行預金でお金は増えない」と語りかけたところで、生徒から「株価の動きは予測できないのですか」と質問が出た。中條准教授は「予想は不可能」と言い切り、「リスクの正体は株価の振れ幅」と本題に。インターネットで調べた株価をグラフにして振れ幅を分析する方法を紹介し、「銘柄を分散して長期保有すれば、リスクは小さくなる」と説明した。利用しているのは、日本証券業協会と東京証券取引所グループが中学生以上を対象に提供する模擬投資ゲーム。架空の1000万円を元手に実際の株価に基づいて売買する仕組みだ。銘柄を選ぶうと半年前の株価と見比べた生徒は「リーマンショック」を実感。

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	企画した半田和弘教諭(47)は「株価が生活に直結していると感じてもらえた」と手応えを語る。家森信善・名古屋大教授(金融論)は「今後、金融教育はさらに重要性を増す。株から見える経済の動きや、金融商品以外の資産管理もバランスよく指導してほしい」としている。		ると発表した。文科省によると、同省キャリアが公立校の校長になるのは初めてという。品川区教委によると、浅田氏から昨年10月、「教育改革に熱心な品川で、現場を経験したい」と申し出があったという。浅田氏は1985年に文部省(現文科省)に入り、大臣秘書官や高等教育局専門教育課長などを務めた。
2009/2/16	毎日新聞 指紋集め 教諭らを処分 三重・海星高 三重県四日市市の私立海星高(西田秀樹校長)で1年生を担当していた男性教諭(57)が盗みを疑って生徒らの指紋を集めた問題で、同高を運営する学校法人エスコラピオス学園(ヘルマン・ルンプレラス理事長)は16日、この教諭を同日付で減給10%3カ月と謹慎1カ月、西田校長と教頭をけん責処分にしたと発表した。教諭は担任を外されて自主的に謹慎しているという。教諭は昨年秋から授業妨害などをした生徒4人の反省文に指紋を押させたほか、1月21日には生徒の所持品紛失に際し、クラスの27人全員を教室に残し、4人を除く23人に人さし指などの指紋を押させた。西田校長は「教育者としての徳義に反した行為だが、生徒や保護者から担任復帰や処分軽減の嘆願が出ている点も考慮した」とコメントした。	2009/2/19	毎日新聞 都教委合否判定改ざん、高校長を懲戒免職に 東京都立日本橋高(中央区)が06年度入試で合否判定資料を改ざんし、退学後に再受験した元生徒2人を不合格にした問題で、都教育委員会は19日、当時校長の苗村深(ふかし)教諭(60)を懲戒免職、同副校長の男性教諭(58)を停職3カ月にした。また、都教委は同日、品川区立大崎中学校長に文部科学省出身の浅田和伸・内閣官房内閣参事官(47)を採用すると発表した。文科省のキャリア職員が公立小中学校長に採用されるのは初めて。
2009/2/19	時事通信 中学校長に文科省キャリア＝東京・品川区 東京都教育委員会は19日、品川区立大崎中学校の校長に、文部科学省出身のキャリア官僚である浅田和伸内閣官房内閣参事官(47)を4月1日付で起用す	2009/2/20	読売新聞 「弱視」向け教科書 不足 教科書の文字が見えにくい弱視の児童生徒のため、文字や図を大きくした「拡大教科書」作りが、新年度を前に全国のボランティアの手で進められている。昨年できた法律で、拡大教科書の発行は教科書会社の努力義務になったが、対応はまだ十分進んでいない。ボランティアの力にも限界があり、必要とする子どもの一部にしか行き渡らないという。「拡大教科書作りは長い間、個人や企業のボランティアに支えられてきた。文部科学省による

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	と、拡大教科書を必要とする普通学級で学ぶ小中学生は全国に約 1700 人いるとみられるが、実際に手にできたのは約 600 人。63 のボランティア団体が加盟する全国拡大教材製作協議会の土屋宏さん（74）は、「ボランティアの高齢化や不足で、作製依頼の 6～7 割にしか応えられていない」と話す。障害のある子どものため、教科書のバリアフリー化を進める法律が昨年 9 月から施行され、教科書会社に教科書本文の電子データをボランティアに提供する義務と、拡大教科書発行の努力義務が課せられた。今春には小中学校の拡大教科書約 140 点が発行される見通しだが、検定教科書全体の 3 分の 1 にすぎない。費用や手間がかかるため、対応が進まないのが現状という。		に関する現場報告が行われた。岩手県のケースでは、不登校の児童をめぐり、親との連絡を密にする一方、クラスメートもこの児童に働きかけていくことで不登校から抜け出した事例が報告された。また、午前にかかれた全体集会では全国から約 3500 人が参加。中村譲・中央執行委員長は、全国学力テストや体力テストについて「ゆとりはゆるみという作られた批判から点数と順位のみに関心を寄せ、上へ上へと子供たちをあおり立て、体力にさえ順位をつけている」と批判した。22 日の特別分科会では、結果公表をめぐり議論が分かれている全国学力テストに関するシンポジウムが行われる
2009/2/21	産経新聞 日教組の教育研究集会 実践例報告へ 日教組（日本教職員組合）の第 58 次教育研究全国集会（教研集会）が 21 日、広島市の広島国際会議場などで始まった。23 日までの 3 日間、教育格差やいじめ・差別問題、新学習指導要領に伴って今春から先行実施される小学校の英語教育など、教育現場が抱える問題について計 26 の分科会で約 770 件の教育実践例が報告される。昨年は、全体集会会場だったグランドプリンスホテル新高輪（東京都港区）が契約を破棄したため、初めて全体集会が中止された。今回は会場周辺にフェンスが置かれるなど物々しい警備の中での開催となった。この日午後の「自治的諸行動と生活指導」の分科会では、不登校	2009/2/24	産経新聞 勉強時間 中国の半分なのに日本の高校生 8 割「きつい」 1 日 8 時間 日本の中高校生の勉強時間は、中国の中高校生のほぼ半分しかないことが 24 日、財団法人日本青少年研究所のまとめた調査で分かった。韓国の中高校生と比べても少なかった。それでも日本の高校生の約 8 割は学校の勉強が「きつい」と感じており、学力低下の一端をうかがわせる結果となった。昨年 9～10 月、日米中韓の主要都市の中高校生約 8300 人に対して、生活に関する意識調査を行った。日本の中高校生が学校や自宅、塾で勉強する時間は 1 日当たり平均 8 時間。これに対し、中国では約 14 時間、韓国は約 10 時間と、大きな差が出た。同様の調査を行った平成 9 年と比べると、高校生は 1 時間、中学生では 2 時間も勉強時間が短くなっていた。にもかかわらず、

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
	学校の勉強を「きつい」と感じている高校生は77・2%にのぼっており、4カ国では最も多かった。他の3カ国では4～6割程度にとどまった。勉強時間は短いのに、就寝時間は遅いという中高校生の実態も明らかになった。就寝時間が「午前0時以降」という日本の中学生は約35%、高校生に至っては約70%。一方、米国や中国は中学生で1割、高校生でも2割に満たなかった。中高校生の約8割が、「よく疲れている」と感じていることも判明した。また、「自分は駄目な人間だ」と考えている中学生は約5割、高校生では約6割に及び、他国を大きく引き離している。規範意識については、平成9年よりも「酒を飲む」「たばこを吸う」という不良行為は少なくなり、「暴力を振るう」「言葉で人をいじめる」という粗暴な行動が増加傾向にあり、「我慢できず、切れやすい」という子供たちの実態が浮かん		不登校の生徒でも学校と接点を持ちながら高校を卒業し、自立につながることを期待している。同省によると、不登校の高校生は2007年度、約5万3000人。このうち約600人がフリースクールなどに通っている。
2009/2/27	読売新聞 フリースクールの登校、高校通学日数に加算…文科省方針 文部科学省は27日、不登校の高校生がフリースクールなど学校外の施設に通った場合、その日数を通学日数に加えることができるようにする方針を決めた。高校を卒業できずに若年無業者ニートなどになるのを防ぐことが狙い。3月にも各都道府県に通知し、新年度から適用する。同様の措置は、これまで義務教育の小中学校だけが対象だったが、高校進学率がほぼ100%に達し事実上の「義務教育化」している実態を踏まえた。フリースクールと高校が連絡を取り合うことで、	2009/3/1	産経新聞 大阪府教委 3月末までに6割の小中で「つまずき調査」実施 全国学力テストの成績低迷を受け小中学生の基礎学力向上に取り組む大阪府教育委員会が、児童生徒がどの学年から学習についていけなくなったかを調べる独自のテスト「つまずき調査」を、3月末までに約6割の小中学校で実施することが28日、分かった。橋下徹知事が教育委員に起用した小河勝氏(64)＝大阪樟蔭女子大講師＝が中学校教諭時代に行ってきた調査をベースにした施策。個別のつまずき具合を詳細に把握することで、学テで明らかになった「学力格差」の解消につなげたい考えだ。つまずき調査は小5～中2が対象で、漢字と計算の2分野について学年ごとに異なる問題の試験を行う。府教委の呼びかけに応じ、小学校403校(全623校)、中学校138校(全291校)が調査に取り組むことを決めており、一部の学校は、始業時間前の学習時間などを利用してすでに着手している。試験問題には、対象学年の学習事項に加え、それ以前の学年で習った内容も盛り込まれているため、何年生からつまずき始めたかを個別に細かく把握することが可能。実施の数カ月後に同レベルの問題で再び調査を行い、子供たちが苦手分野をどの程度克服できたか検

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/3/4	証する。 読売新聞 文科省中教審が参考指針 大学の学部教育（学士課程教育）で付けておくべき力「学士力」が問われている。全入時代で学生確保の競争は激化する一方だが、現在の大学には「社会の期待にこたえる教育内容になっていない」「国際社会で通用するような成果を出していない」といった声が高いからだ。文部科学省の中央教育審議会は、そんな認識に立って、昨年12月の答申「学士課程教育の構築に向けて」をまとめた。その中で、必要な学士力の参考指針として、「文化や社会の知識や理解」「コミュニケーション能力や問題解決力など職業生活に必要な技能」「自己管理能力」などを挙げた。日本の大学の現状に対しては、「他の先進国の大学では、何を教えるかより何が出来るようになるかを重視した取り組みが進むが、日本は教育目的が総じて抽象的」「多様化が進み、学士課程を通じた最低限の共通性が重視されていない」と指摘した。	2009/3/8	うことで、上級生が宿題を代わりに終わらせてくれるという。サイトを作ったステファン・ブークリ氏は、ロイターの取材に「隙間市場に目を付けた」と語った。一方、教師らはこれに猛反発。「ショッキングだ。生徒たちが自ら問題を解くことを学ぶという教育の目的を無視するもの」とバリ郊外の中学校で英語を教えるアガタ・フィールド氏は語った。これに対しブクリ氏は、問題を解く過程も説明されているので生徒の勉強にもなると反論している 朝日新聞 学童保育だけが、3割増 入所者増え過密化が原因か 共働き家庭の児童らが放課後を過ごす学童保育所で、子どもがけがをしたと市区町村に報告された件数は、07年度分で1万2832件に上った。国民生活センターの調査でわかった。初めて調べた06年度分と比べて3割増えた。増加理由について、センターは、入所者の増加で施設内の過密化が進んでいることを挙げている。また、子どもの人数が多い施設ほど、入院日数が長いなどの大きなけがが起きやすい傾向がみられたという。このため、指導員の適切な配置を提言している。センターは、08年8～9月に全1811市区町村を対象に報告件数を調査し、1133団体から回答を得た。けがのうち、骨折や脱臼などで入院したのは179件。うち死亡も1件あった。ただ、大半は遊具で遊んでいたり、ふざけていたりして打撲や切り傷などの小さなけがをするケースだという。けがをした児童の多くは低学年の男児だった。センターの渡辺多加子主任研究員は「適
2009/3/5	産経新聞 宿題を肩代わりしてくれるサイト、サービス開始へ このニュースのトピックス：学校教育 お金を払えば宿題を肩代わりしてくれるという新しいウェブサイトが、フランスで5日からサービスを開始する。このサイト faismesdevoirs.com では、簡単な算数・数学の問題なら5ユーロ(約625円)、学年末のプレゼンテーションならスライドと原稿を含めて80ユーロ(約1万円)を支払		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/3/9	正な人数の見直しや施設の増設を進める必要がある」と話している。 朝日新聞 町村前官房長官、学力テスト下位は「教職員組合が原因」 町村信孝・前官房長官は9日、福井市で開かれた講演会で、地元北海道の全国学力テストの結果が下位となり、教育の見直しを進めていることを挙げ、「一つの大きな原因は教職員組合。いかばかりか、子どもを害している」と発言した。町村氏は北海道のテスト結果を「ワースト3」と紹介し、「文部大臣2度もやってるのに、何やっていたのかと言われても反論するすべもない」。教職員組合を批判する大阪府の橋下知事を持ち上げて「これを正そうというのが橋下知事。先日、激励の電話をしました」と明かした。トップクラスだった福井県については「非常識な先生が少ないのではないか」とした。さらに北海道で聞いた話として、「熱意のある先生が子どもを教えようとしても、やめさせてしまうのが教職員組合の幹部の仕事なんです。いい教育ができるわけがない」と攻撃した。	指導者の存在、食事を中心とする生活習慣の確立が必要なことも分かり、道教委は今回の結果を基に、体育授業の改善などを図る方針だ。研究は、道内の小学4年(2030人)、6年(1886人)、中学2年(1642人)を対象に実施した。「縄跳びが出来るか」など9項目の質問をし、「出来る」を1点、「出来ない」を0点として合計点を算出、生活実態との関連性を調べた。その結果、普段、運動している時間の長い子供ほど、高得点になっている実態が明らかになった。高得点の子供は平日の勉強時間も長い傾向にあることも分かった。生活実態では、高得点者ほど、朝食を毎日食べており、食べ物の好き嫌いも少なかった。一方、低得点者ほど、テレビを見ている時間が長い傾向があった。スポーツに対する関心では、高得点者ほど体を動かすことが好きだと回答。ほとんどが家族の中にスポーツが好きな人がいたり、一緒にスポーツをする仲間がいたりすることも分かった。また、8～9点と高得点だった子供のうち約9割が、学校生活が楽しいと回答。「自分が役に立っている」などと思う自尊心感情も高い傾向にあった。研究をまとめた道教大の須田康之教授(教育学)は「北海道の豊かな自然を生かした授業や取り組みが必要だ。冬場には、体育館を開放して遊ぶ時間を作ってほしい」と提言している。文部科学省が昨年実施した全国体力・運動能力調査では、下位に甘んじた道産子。道教委の吉田洋一教育長は「体育の授業の改善など、やれるところはすぐにやっていきたい」と話している。	
2009/3/10	読売新聞 「運動できる道産子」は学校も楽しい…道教大・道教委調査 体力のある子供の方が、学校生活を楽しんでいる。北海道内の小中学生を対象に、北海道教育大と道教育委員会が行った共同研究で、体力テストの上位にいる児童生徒ほど、現在の自分に満足し、学校生活に前向きであることが分かった。体力向上には、運動時間の確保や、身近な		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/3/11	産経新聞 自分嫌いをなくそう！ 都が小学生に「自尊教育」導入へ 日本の子供たちは自分が嫌い。東京都教育委員会が公立の小中学生、都立高校生を対象に「自尊感情」について調査したところ、中高生の5～6割が「自分」を好意的にとらえていないことが10日、分かった。日本の子供たちの自尊感情の低さはこれまでも指摘されてきたが、自治体レベルで大規模な調査が行われたのは初めて。都教委は現状を深刻に受け止め、「自分の存在や価値を積極的に肯定できる子供を育てる」とし、4月から小学校で試験的に“自尊教育”を実施する。都教委は昨年11～12月、都内の小学生4030人、中学生2855人、高校生5855人を対象に、自尊感情や自己肯定感をテーマにしたアンケートを行った。調査結果によると、中学生では「自分のことが好きだ」との問いに、「そう思わない」「どちらかというとそう思わない」と否定的に回答した割合が、中1＝57%、中2＝61%、中3＝52%に上り、全学年で「そう思う」「どちらかというとそう思う」と肯定的に答えた割合を上回った。高校生でも否定的な考えが目立ち、高1＝56%、高2＝53%、高3＝47%だった。小学生では、小1の84%が肯定的な回答をしたが、学年が上がるにつれてその割合は低下し、小6では59%となっている。	2009/3/13	産経新聞 休職教職員の7割が精神系疾患 都教育委員会は12日、休職中の公立学校教職員のうち精神系疾患を抱えている人が約7割に上り年々増加しているとして対策を講じるため、精神科医や臨床心理士らによる検討会を平成21年度に設置することを明らかにした。同日の都議会予算特別委員会で公明党の質問に答えた。都教委によると、19年度の教職員の休職者は602人で、精神系疾患を抱えている人は、69%の416人だった。15年度は60%の259人で、人数も割合も増加していた。文部科学省の調査では19年度の全国平均は62%だった。都教委はこれまでメンタルヘルスの対策を行ってきたが、検討会で原因を解明し対策を見直す。
2009/3/12	朝日新聞 教育再生懇、新体制で初会合 ノーベル賞小林さんら加入 政府の教育再生懇談会（座長・安西祐一郎慶応義塾長）は12日、		

DATE	DOCUMENT	DATE	DOCUMENT
2009/3/13	21年度の早期に検討会を立ち上げ、年度内に対策をまとめるという。 朝日新聞 性教育めぐり都議の視察「不当な支配」 東京地裁認定 東京都内の養護学校の元教諭らが都議3人と都などに損害賠償を求めた訴訟で、東京地裁（矢尾渉裁判長）は12日、慰謝料計210万円の支払いを3都議と都に命じる判決を言い渡した。03年に学校を視察した都議らが性教育を実践していた教諭を非難したことが教育への「不当な支配」にあたると指摘。都教委が教諭らを厳重注意したことも裁量権の乱用と判断した。「不当な支配」は教育基本法で禁じられており、教育現場への介入をめぐって不当な支配があったと認める司法判断は極めて異例。訴えていたのは、日野市にある都立七生（なお）養護学校＝現七生特別支援学校＝に視察当時勤務し、03年9月以降に都教委から「厳重注意」を受けた教諭や保護者ら31人。田代博嗣、土屋敬之、古賀俊昭の3都議と都などに計約3千万円の慰謝料などを求めている。判決は、都議らが同校を視察した際の発言について「一方的な批判で侮辱」と認定。「単な		る議論の範囲だ」とする都議側の主張を退けた。そのうえで「学校の性教育に介入、干渉するもので、教育の自主性を阻害してゆがめる危険のある行為だ」として「不当な支配」にあたると判断。同行した都教委職員が都議を制止しなかったことも「不当な支配」から教育を保護するよう定めた改正前の教育基本法の教育条件整備義務に反して違法だと述べた。同校では、知的障害がある子どもは体の部位の認識が難しいために人形などを使った性教育をしてきたが、都教委側は「学習指導要領に反する」として教諭らを厳重注意とした。判決は「同要領に反し、同校の児童生徒の発達段階を踏まえないものであることが明らかだったとはいえない」として「著しく妥当性を欠き、裁量権の乱用だ」と結論づけた。

●いんふおめーしょん/ **子どもの人権連 No.119** /2009年3月号 2009年3月31日発行

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

◆発行＆編集人

◆事務局

子どもの人権連事務局

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2の6の2 日本教育会館6F

TEL・FAX 03 (3265) 2197 e-mail:kodomo@jtu-net.or.jp

URL:<http://www.jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438（子どもの人権連）

年会費＝個人（1口）5,000円、団体（1口）10,000円